

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第32号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高額療養費の支給の申請)</p> <p>第9条の2 <u>省令第27条の16</u>の規定により高額療養費の支給申請を行うときは、高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>第9条の2の2 <u>省令第27条の17の2</u>の規定により年間の高額療養費の支給申請を行うときは、<u>高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(高額介護合算療養費の支給の申請)</p> <p>第9条の2の3 <u>省令第27条の26</u>の規定により高額介護合算療養費の支給申請を行うときは、<u>高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から<u>同年12月31日</u>までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、</p>	<p>(高額療養費の支給の申請)</p> <p>第9条の2 <u>省令第27条の17</u>の規定により高額療養費の支給申請を行うときは、高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から<u>同年9月30日</u>までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、</p>

し、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。